

工 事 説 明 資 料

工事の見積りに当たっては、次の事項を承知のうえ、入札に参加してください。

1) 入札に当たって

工事内容、設計図書について質問がある場合は、入札告示に記載の期日迄に申し出ること。
回答については、軽微なものは即刻行い、入札参加者全員に周知すべきものは、入札の前迄に行う。

2) 下請負の適正化

工事の一部を下請負に付する場合は、下請選定通知書の提出、下請契約の締結を行い、その写しを提出するとともに、下請業者や現場で働く労働者に不利とならないよう前払金を活用するほか、下請代金の支払いは、できる限り現金払いとし、手形併用の場合も期間を90日以内にするるとともに、下請代金に労務費を含むものにあたってはこれに相当する額を必ず現金で支払うものとし、労務賃金が確実に労働者に支払われるよう配慮すること。

3) 労務者の福祉

労務者の福祉向上のため、建設業退職金共済制度の積極的な活用をはかり、労務者に対する手帳の交付及び、証紙張付等の履行を確保するとともに、下請が有る場合は下請負人にも証紙の必要枚数を支給し、受領書の写しを提出すること。

年次有給休暇は一定の基準に達したすべての労働者に付与されるものであり、特に繁忙期には休暇の取得が厳しい状況になるので、前倒して付与するなど配慮すること。

さらに工事完成の通知の際に建退共証紙貼付実績書（様式第1号）を監督員に提出すること。

4) 労働災害及び事故等の防止

労働災害、事故防止については、貴社の労働者はもとより下請負がある場合も同様に、労働者への保安教育及び工事現場内の保安設備の点検を行い、万全を期すよう十分配慮すること。

また、安全管理については、各種工事標準仕様書に記載されている指示事項、並びに特記仕様書に記載されている指示事項を遵守し、交通事故の絶無を期すとともに、車両の運行管理を適正に行い、運転者にたいしては交通法規等の厳守を徹底すること。

なお、万が一、事故が発生した場合は、必ず報告を行うこと。

5) 技能士の活用

当該職種別に職業訓練法に基づく1級技能士の資格を有した技能士に作業させることとし、その技能士の合格証明書を監督員に提出すること。

6) 資材の使用

工事に要する労力、資材等は、原則として地元で調達することとし、選定に当たっては、メーカーリスト、仕様書、函面等を提出し、監督員の承諾を得ること。

7) 工事書類のサイズ

工事書類については、原則A4サイズとする。（監督員と協議を要す）